

大館市住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 大館市は、市内経済の活性化及び市民の居住環境の質の向上を図るとともに、子育て世帯に対する住宅支援、空き家バンク制度の拡大と利用促進を目的として、予算の範囲内において、補助対象者に対し、大館市住宅リフォーム支援事業補助金を（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、大館市補助金等の適正に関する規則（昭和62年規則第8号）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 持ち家住宅 自己所有の住宅であって、自己居住に供するもの
- (2) 増改築 既存の住宅に増築すること、又は既存の住宅の一部を解体し造り替えること
- (3) リフォーム 住宅の機能や性能を維持・向上させるため、住宅及び住宅の一部を修繕・補修・模様替え・更新（取り替え）などを行うこと
- (4) 子育て世帯 平成11年4月2日以降に生まれた子供（以下「18歳以下の子供」という。）とその家族が居住している世帯のこと
- (5) 三世帯同居世帯 18歳以下の子供とその親及びその祖父母や曾祖父母（以下「祖父母等」という。）が居住している世帯のこと
- (6) 空き家の購入 大館市の空き家バンクに登録されている住宅を購入すること
- (7) 居住 申請の住宅に実際に住んでいることをいい、18歳以下の子供が下宿やアパートに住んでいる場合や、祖父母等が老人ホーム等に長期で入所している場合等を除く
- (8) 市外からの移住者 市外に2年以上の在住期間があり、空き家の購入後にその住宅に居住するため平成29年4月1日以降に転居し、その住宅に3年以上居住する者

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有する者で、平成28年度までの本市の市税等を滞納していない場合で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 持ち家住宅の増改築やリフォーム（以下「リフォーム等工事」という。）を行う者
- (2) 親（対象者の配偶者の親を含む）又は子が所有し、自ら居住する住宅のリフォーム等工事を行う者
- (3) 親（対象者の配偶者の親を含む）又は子の持ち家住宅のリフォーム等工事を行う者
- (4) 対象者が所有する住宅で、親（対象者の配偶者の親を含む）又は子が居住する住宅のリフォーム等工事を行う者
- (5) 中古住宅や空き家の購入後にリフォーム等工事を行い、その住宅に居住する者

(6) その他、市長が特に認めた者

(補助対象住宅)

第4条 補助金交付の対象となる住宅は、次に掲げる住宅とする。

- (1) 一戸建て住宅（住宅用の車庫、物置含む）
- (2) 併用住宅（住宅部分の延べ面積が、建物全体の延べ面積の2分の1以上であること）
- (3) その他、市長が特に認めたもの

(補助金交付対象工事等)

第5条 補助金の交付対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、前条各号のいずれかに該当する住宅に係る次の各号に掲げるすべてを満たす工事とする。

- (1) リフォーム等工事に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む）が30万円以上であること
- (2) 平成30年3月16日までに実績報告書の提出ができる工事であること
- (3) 市内の業者（市内に本店を有する法人及び市内に住所を有する個人事業者）が施工する工事であること

2 次に掲げる工事に要する費用については、補助金の交付対象としない。

- (1) 公共事業の施行に伴う補償費の対象となる工事
- (2) 門・塀等、いわゆる外構工事（別棟の住宅用車庫、物置を除く）
- (3) 他の補助制度を利用する場合で、当該補助制度で重複計上が認められない費用
- (4) その他、補助金の交付が適当でないと思えられる工事

(補助の種別及び補助金の額)

第6条 補助の種別は、補助対象者の世帯の居住状況及び購入した住宅の条件等により、次の各号の補助の種別のうち、いずれかを申請することができるものとし、補助金の額は、補助対象工事に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む）に補助の種別ごとに定める率（以下「補助率」という。）を乗じた額とする。ただし、当該補助金の額がそれぞれの補助限度額を超えるときは、その限度額を上限とする。

- (1) 一般の補助 第3条の補助対象者が申請できる補助金は、補助率を5%とし、限度額を10万円とする。
- (2) 子育て世帯の補助 補助対象者のうち、第2条1項第4号の子育て世帯が申請できる補助金は、補助率を10%とし、限度額を20万円とする。
- (3) 三世代同居世帯の補助 補助対象者のうち、第2条1項第5号の三世代同居世帯が申請できる補助金は、補助率を10%とし、限度額を30万円とする。
- (4) 空き家購入後のリフォーム補助 補助対象者のうち、第2条1項第6号の空き家の購入後に申請できる補助金は、補助率を10%とし、限度額を30万円とする。
- (5) 前号の補助を受けようとする者のうち、市外からの移住者が申請できる補助金は、補助率を20%とし、上限額を50万円とする。

2 補助金の算定にあたっては、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事着手前に補助金交付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に、補助対象工事の申請内容及び前条各号に掲げる補助の世帯条件に適合していることを確認するため、次の各号で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）前条第1項第1号（一般の補助）の補助金の交付申請に必要な書類

（イ）工事請負契約書又は請書の写し

（ロ）工事内訳見積書の写し

（ハ）工事を行う住宅の位置図

（ニ）工事着手前の写真

（ホ）第3条第2号から第4号いずれかに該当する者による申請の場合は、その関係を示す書類

（ヘ）その他、市長が必要と認める書類

（2）前条第1項第2号（子育て世帯の補助）及び第3号（三世帯同居世帯の補助）の補助金の交付申請に必要な書類は、前号に掲げる書類に加え、補助対象の住宅に居住する世帯全員の住民票を提出しなければならない。

（3）前条第1項第4号（空き家購入後のリフォームの補助）及び第5号（市外からの移住者の補助）の補助金の交付申請に必要な書類は、前号に掲げる書類に加え、当該空き家住宅を取得したことを証明する書類の写しを提出しなければならない。ただし、移住したことを証明できる住民票の提出は、事業完了実績報告書の提出時でもよいものとする。

2 補助金の交付申請は、年度に関わらず原則として当該住宅につき1回限りとする。ただし、第6条第1項第1号（一般の補助）については、平成28年度と平成29年度に限り、各年度内に1回、合計2回まで補助金の交付申請をすることができる。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請書が提出されたときは、当該申請に係る書類の審査及び現地調査等により申請内容が適正であるか調査し、適正と認めるときは補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに決定の内容を補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更又は廃止）

第9条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）が、申請の内容を変更又は廃止するときは、補助金変更・廃止申請書（様式第3号）に内容を確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書が提出されたときは、申請内容を審査し変更又は廃止を決定したときは、補助金変更・廃止決定通知書（様式第4号）により補助決定者に通知するものとする。

（事業完了実績報告）

第10条 補助決定者は、補助の対象工事が完了したとき（増築又は改築工事の場合において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認済証の交付を受けたときは、同法第7条第4項及び同法第7条の2第4項の規定に基づく検査を受けた日、それ以外の工事にあつては工事請負業者から当該工事の

引渡しを受けた日)は、平成30年3月16日までに、補助金実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 工事代金領収証の写し
- (2) 工事完了後の施工箇所の写真
- (3) 補助金交付請求書(様式第7号)
- (4) 増築又は改築の場合で建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の交付を受けたときは、同法7条第5項及び同法第7条の2第5項の規定に基づき交付された検査済証の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告書が提出されたときは、当該報告に係る書類の審査及び現地調査等により報告内容を検査し、適正と認めたときは、補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、速やかに確定の内容を補助金確定通知書(様式第6号)により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第12条 補助金の支払いは、前条の規定による額の確定後30日以内に、補助決定者の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

(補助金の返還等)

第13条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の決定を取消し、その内容を補助金交付決定取消し通知書(様式第8号)により補助決定者に通知するものとする。既に補助金が交付されているときは、補助金返還命令書(様式第9号)により交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) この要綱に定める補助金の交付要件を欠くに至ったとき
- (2) 補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったとき
- (3) 前各号に定めるもののほか、市長が補助金を交付するものとしてふさわしくないことを認めるとき

2 前項の規定による返還命令を受けた者は、命令を受けた日から起算して60日以内に補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。